

# 職員の補職名、職種および職名に関する規程

平成 21 年 10 月 27 日制定

平成 27 年 3 月 31 日改正

(趣旨)

第 1 条 この通達は、別に定めるものを除くほか、職員の補職名、職種および職名について、必要な事項を定めるものとする。

(補職名)

第 2 条 局、部、室、所もしくは掛の長、主幹またはこれらに準ずるものとして定められた職の職員の補職名は、その所属する局、部、室、所もしくは掛の名を冠した長、主幹または職の名称とする。

(職種および職名)

第 3 条 職員の職種は、事務職および技術職とし、各々の職種の職名および職名に対応する基本的な補職名は、次各号のとおりとする。

- ① 理事（局長、部長または室長）
- ② 参事（室長または部長代理）
- ③ 主任主事（主幹、掛長）
- ④ 主事（掛長、掛長の指揮下にある掛員その他の職員）
- ⑤ 主事補（掛長の指揮下にある掛員その他の職員）

附 則

- 1 この通達は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この通達施行の際、現に在職し、この通達に定める職名に相当する職務に従事している職員は、別に発令されないときは、当該職名に発令されたものとする。
- 3 事務理事および技術理事のうちで、事務長または事務次長の職にあるものについては、別に定めのあるものを除いては、補職名としての職の名称はそれぞれ、事務長または事務次長とする。

★札幌市青年音楽協会